

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成29年5月10日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ゆらぎネットワーク

(2) 代表者名

栗山 裕一

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区六軒町通下長者町下る西入利生町294番地

(4) 定款に記載された目的

私達は今日の極端な成果主義や高度にマニュアル化された社会の中で、地域での繋がりが希薄化し家族の形態も変化するなど、孤立化が益々進行し経済的及び精神的等の多様な不安定感に取り巻かれています。このような現実の中で私達の心にプラスとなり癒しとなる「水のせせらぎや風のそよぎ、炎のゆらめき等」のゆらぎ現象について本会の全会員が研究に取り組み、それらの研究内容を全会員が共通理解し納得した上で、ゆらぎのある環境を増やす活動を推進します。そして、自分自身の心を健やかにし日常生活で不安や不満を感じている人達にもその研究や実践を広め、心身共に健康な日々を送れる取り組みを行い、研究の輪を広げそのネットワーク化を図ることでより社会に寄与することを目的としています。

2 申請年月日

平成29年4月27日

(文化市民局地域自治推進室)